

出先機関名：厚生労働省地方厚生（支）局	整理番号（14）
---------------------	----------

移譲に向けて速やかに着手する事務・権限の工程案	
自己仕分けの際の事務・権限名	生活衛生同業組合振興計画の認定

【移譲に向けて速やかに着手する事務・権限】

移譲に向けて速やかに着手する事務・権限の具体的な内容	<p>(移譲する事務・権限名)</p> <p>○生活衛生同業組合振興計画の認定</p> <p>(具体的な内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第56条の3の規定に基づき、組合又は小組合の作成した組合員たる営業者の営業の振興を図るために必要な事業に関する計画を、振興指針に適合し、かつ、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律施行令第5条で定める基準に該当する場合において、厚生労働大臣の委任をうけて認定する。</li> <li>認定を受けた振興計画について、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律施行令第6条の規定に基づき変更の認定及び取消しを行う。</li> </ul> <p>(条件)</p> <p>業務を適時適切に実施することの可能な人員体制が整備されること。</p>
予算の状況 (単位:百万円)	—
関係職員数	69 人の内数(平成 22 年 7 月 1 日現在)
事務量 (アウトプット)	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活衛生同業組合振興計画の認定               <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 振興計画の認定件数 H19 0 件 H20 1 件 H21 2 件</li> <li>(2) 振興計画の変更認定件数 H19 55 件 H20 154 件 H21 128 件</li> <li>(3) 実施状況報告書の受理件数 H19 418 件 H20 476 件 H21 474 件</li> </ul> </li> </ul>
備考	

工 程	改正を要する法令等の事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律施行令 9 条 1 項</li> <li>生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律施行規則 15 条 1 項、16 条 1 項、30 条</li> </ul>
	条件等の解決のための方策等	アクションプランに記載されているとおり、国から地方への人材の移管等も含め、技術や専門性を有する人員体制の確保について、地方と協議を行う。

移譲の時期	・条件等について地方側との調整完了後、可及的速やかに法令改正を行い、移譲。
備考	

出先機関名：厚生労働省地方厚生（支）局	整理番号（15）
---------------------	----------

移譲に向けて速やかに着手する事務・権限の工程案	
自己仕分けの際の事務・権限名	複数の都道府県で活動する中小企業等共同組合（広域）の許可等

【移譲に向けて速やかに着手する事務・権限】

移譲に向けて速やかに着手する事務・権限の具体的な内容	<p>（移譲する事務・権限名）</p> <p>○複数の都道府県を活動地区とする中小企業者による協同組合等のうち、厚生労働大臣の所管に属する事業者が組合員資格に含まれるものに対する設立認可等</p> <p>（具体的な内容）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業協同組合等の設立・定款変更の認可</li> <li>・組合の成立・役員変更・解散等の届け出</li> <li>・事業報告書等の受理、</li> <li>・その他監督上必要な報告の徴収、検査、処分等</li> </ul> <p>（条件）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務を適時適切に実施することの可能な人員体制が整備されること。</li> <li>・移譲にあたっては、中小企業等協同組合法等の主管官庁である経済産業省との調整が必要である。</li> </ul>
予算の状況 （単位：百万円）	共通経費等の内数（平成 22 年度予算）
関係職員数	69 人の内数（平成 22 年 7 月 1 日現在）
事務量（アウトプット）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中小企業等協同組合法等</li> <li>(1) 所管の組合数 H19 513 H20 567 H21 592</li> <li>(2) 設立認可件数 H19 24 件 H20 23 件 H21 16 件</li> <li>(3) 解散認可件数 H19 4 件 H20 9 件 H21 11 件</li> <li>(4) 定款等認可件数 H19 234 件 H20 275 件 H21 262 件</li> <li>(5) 立入検査件数 H19 1 件 H20 1 件 H21 1 件</li> </ul>
備考	

改正を要する法令等の事項	中小企業等協同組合法第 111 条、中小企業団体の組織に関する法律第 101 条の 4、中小企業団体の組織に関する法律施行令第 12 条第 2 項
--------------	---

条件等の解決のための方策等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アクションプランに記載されているとおり、国から地方への人材の移管等も含め、技術や専門性を有する人員体制の確保について、地方と協議を行う。</li> <li>・中小企業等協同組合法等の主管官庁である経済産業省との調整を行う</li> </ul>
移譲の時期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・条件等について地方側及び関係省庁との調整完了後、可及的速やかに法案提出し、法案成立後に移譲。</li> </ul>
備考	

	出先機関名：厚生労働省地方厚生（支）局	整理番号（18）
移譲に向けて速やかに着手する事務・権限の工程案		
自己仕分けの際の事務・権限名	社会福祉法人（広域）等の認可	

【移譲に向けて速やかに着手する事務・権限】

移譲に向けて速やかに着手する事務・権限の具体的な内容	<p>（移譲する事務・権限名）</p> <p>○社会福祉法人（広域）等の認可</p> <p>（具体的な内容）</p> <p>二以上の都道府県の区域にわたって事業を行う社会福祉法人であって、全国を単位として行われる事業、地域を限定しないで行われる事業等以外の事業を行う法人については、地方厚生局長が所轄庁として社会福祉法人の認可等を行う。具体的には以下の事務を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉法人の定款の認可（第31条第1項）</li> <li>・社会福祉法人の定款の変更の認可（第43条）</li> <li>・社会福祉法人の解散の認可（第46条）</li> <li>・社会福祉法人の合併の認可（第49条第2項） 等</li> </ul> <p>（条件）</p> <p>業務を適時適切に実施することの可能な人員体制が整備されること</p>	
予算の状況 （単位：百万円）	社会福祉法人認可事務運営等経費 0.65百万円の内数(平成22年度予算)	
関係職員数	24人以内数(平成22年7月1日現在)	
事務量（アウトプット）	<p>1. 所管社会福祉法人数 H19 149 法人 H20 241 法人 H21 264 法人(暫定)</p> <p>2. 定款変更認可件数 H19 105 件 H20 135 件 H21 171 件</p> <p>3. 基本財産処分の承認 H19 13 件 H20 15 件 H21 16 件</p> <p>4. 基本財産担保提供の承認 H19 1 件 H20 12 件 H21 10 件</p> <p>5. 寄付金募集の許可件数 H19 0 件 H20 0 件 H21 0 件</p>	
備考		

工 程	改正を要する法令等の事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉法第30条</li> <li>・社会福祉法施行規則第13条</li> <li>・社会福祉法人の認可について（平成12年12月1日、社援第2618号）</li> </ul>
--------	--------------	---

条件等の解決のための方策等	・アクションプランに記載されているとおり、国から地方への人材の移管等も含め、技術や専門性を有する人員体制の確保について、地方と協議を行う。
移譲の時期	・条件等について地方側との調整完了後、可及的速やかに法案提出し、法案成立後に移譲。
備考	

出先機関名：厚生労働省地方厚生（支）局	整理番号（20）
---------------------	----------

移譲に向けて速やかに着手する事務・権限の工程案	
自己仕分けの際の事務・権限名	消費生活協同組合（広域）の許可、認可及び承認

【移譲に向けて速やかに着手する事務・権限】

移譲に向けて速やかに着手する事務・権限の具体的な内容	<p>（移譲する事務・権限名）</p> <p>○消費生活協同組合（広域）の許可、認可及び承認</p> <p>（具体的な内容）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消費生活協同組合に係る許認可等 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 組合の設立及び解散認可</li> <li>② 定款・共済事業規約等の変更認可</li> <li>③ 員外利用の許可</li> </ul> </li> <li>・消費生活協同組合に対する指導・監督</li> </ul> <p>（条件）</p> <p>業務を適時適切に実施することの可能な人員体制が整備されること</p>
予算の状況 （単位：百万円）	監視監査指導等費 38百万円の内数(平成22年度予算)
関係職員数	69人の内数(平成22年7月1日現在)
事務量（アウトプット）	1. 所管組合数 H19 47件 H20 46件 H21 51件 2. 定款変更の認可 H19 9件 H20 38件 H21 17件 3. 合併認可 H19 0件 H20 0件 H21 2件 4. 解散認可 H19 0件 H20 0件 H21 1件 5. 契約者割戻準備金積立の承認 H19 0件 H20 1件 H21 1件
備考	

工 程	改正を要する法令等の事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消費生活協同組合法第97条、第97の4</li> <li>・消費生活協同組合法施行規則第255条</li> </ul>
	条件等の解決のための方策等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アクションプランに記載されているとおり、国から地方への人材の移管等も含め、技術や専門性を有する人員体制の確保について、地方と協議を行う。</li> </ul>

	移譲の時期	・条件等について地方側との調整完了後、可及的速やかに法案提出し、法案成立後に移譲。
	備考	



出先機関名：厚生労働省地方厚生（支）局	整理番号（22）
---------------------	----------

移譲に向けて速やかに着手する事務・権限の工程案	
自己仕分けの際の事務・権限名	精神保健指定医の指定に関する事務（指定証の交付等）

【移譲に向けて速やかに着手する事務・権限】

移譲に向けて速やかに着手する事務・権限の具体的な内容	<p>（移譲する事務・権限名）</p> <p>○精神保健指定医の指定に関する事務（指定証の交付等）</p> <p>（具体的な内容）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都道府県を經由して提出される新規申請受付、申請書類の確認</li> <li>・指定医証の交付、指定医証の更新に関する手続き</li> <li>・指定医証の紛失、氏名の変更等に対する再発行の手続き</li> <li>・死亡届、辞退届の受理及びその旨の通知</li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p> <p>（条件）</p> <p>業務を適時適切に実施することの可能な人員体制が整備されること</p>
予算の状況 （単位：百万円）	共通経費等の内数(平成 22 年度予算)
関係職員数	69 人の内数(平成 22 年 7 月 1 日現在)
事務量（アウトプット）	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 指定医の証の発行(新規) H19 567 件 H20 617 件 H21 484 件</li> <li>2. 指定医の証の発行(更新等) H19 2,741 件 H20 2,269 件 H21 1,994 件</li> <li>3. 指定医の証の再発行 H19 88 件 H20 80 件 H21 80 件</li> <li>4. 指定医の取消 H19 3 件 H20 2 件 H21 2 件</li> <li>5. 指定不適合者への通知 H19 35 件 H20 30 件 H21 38 件</li> <li>6. 辞退届・死亡届の受理 H19 41 件 H20 44 件 H21 35 件</li> </ol>
備考	

工 程	改正を要する法令等の事項	精神保健福祉法施行令第 2 条の 2 精神保健福祉法施行規則第 41 条
	条件等の解決のための方策等	・アクションプランに記載されているとおり、国から地方への人材の移管等も含め、技術や専門性を有する人員体制の確保について、地方と協議を行う。

移譲の時期	・条件等について地方側との調整完了後、可及的速やかに法令改正を行い、移譲。
備考	

出先機関名：厚生労働省地方厚生（支）局	整理番号（23）
---------------------	----------

移譲に向けて速やかに着手する事務・権限の工程案	
自己仕分けの際の事務・権限名	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金等の特別買上償還に関する証明書の発行

【移譲に向けて速やかに着手する事務・権限】

移譲に向けて速やかに着手する事務・権限の具体的な内容	<p>(移譲する事務・権限名)</p> <p>○戦没者等の遺族に対する特別弔慰金等の特別買上償還に関する証明書の発行</p> <p>(具体的な内容)</p> <p>特別買上償還とは、国が戦没者等の遺族に対して弔慰の意をもって発行する国債等を被交付者が生活に困窮している場合に限り、本来一定の期間をかけて償還を受けるところを一括して償還を行うもの。</p> <p>特別買上償還は、例外的な取扱いであることから、特別買上償還が必要であることについて、下記の手続を経て、地方厚生局長が証明書を発行している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特別買上償還を希望する者から、同人が生活困窮者である旨の証明書（福祉事務所が発行）の提出を受ける。</li> <li>・地方厚生局において、当該者に係る国債が現に存在することを都道府県に確認を行う。</li> </ul> <p>(条件)</p> <p>業務を適時適切に実施することの可能な人員体制が整備されること。</p>
予算の状況 (単位:百万円)	共通経費等の内数(平成 22 年度予算)
関係職員数	69 人の内数(平成 22 年 7 月 1 日現在)
事務量 (アウトプット)	・証明書交付件数 H19 2,254件 H20 1,657件 H21 839件
備考	

工 程	改正を要する法令等の事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・戦没者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和 38 年法律第 61 号）第 4 条第 4 項</li> <li>・戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法（昭和 40 年法律第 100 号）第 5 条第 4 項</li> <li>・戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和 41 年法律第 109 号）第 4 条第 4 項</li> <li>・戦没者の父母等に対する特別給付金支給法（昭和 42 年法律第 57 号）第 5 条第 4 項</li> <li>・戦没者等の妻に対する特別給付金支給法施行令(昭和 38 年政令第 125 号) 第 4 条</li> <li>・戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法施行令（昭和 40 年政令第 183 号）第 4 条</li> <li>・戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法施行令（昭和 41 年政令第 227 号）第 5 条</li> <li>・戦没者の父母等に対する特別給付金支給法施行令（昭和 42 年政令第 188 号）第 4 条</li> </ul>
--------	--------------	---

条件等の解決のための方策等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アクションプランに記載されているとおり、国から地方への人材の移管等も含め、技術や専門性を有する人員体制の確保について、地方と協議を行う。</li> </ul>
移譲の時期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・条件等について地方側との調整完了後、可及的速やかに法案提出し、法案成立後に移譲。</li> </ul>
備考	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定都市に移譲した場合、特別買上償還を希望する者に係る国債が誤裁定である等により裁定が取消されていないことを、都道府県に確認する事務が指定都市に新たに生じることになる。</li> </ul>

出先機関名：厚生労働省地方厚生（支）局	整理番号（24）
---------------------	----------

移譲に向けて速やかに着手する事務・権限の工程案	
自己仕分けの際の事務・権限名	医師等の臨床研修施設等の指導監督

【移譲に向けて速やかに着手する事務・権限】

移譲に向けて速やかに着手する事務・権限の具体的な内容	<p>(委譲する事務・権限名)</p> <p>○医師等の臨床研修施設等の指導監督</p> <p>※ 当該指導監督は、任意の検査であり法令等に基づき行うものではないため、事務にあたる。</p> <p>(具体的な内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・臨床研修施設として臨床研修を行う施設の実地調査</li> <li>・既に臨床研修施設として指定されている施設の実地調査</li> <li>・各種手続き（年次報告等）の事務処理 等</li> </ul> <p>(留意点)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・病院より報告のあった情報は、厚生労働省で管理して一般に公開している「臨床研修プログラム検索サイト」に反映させることも行っており、各都道府県が報告書の受理等により検認した情報を当サイトに反映させるためのシステム改修を行う必要があり、委譲に当たっては一定の期間が必要である。</li> </ul> <p>(条件)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務を適時適切に実施することの可能な人員体制が整備されること</li> <li>・当該項目については「権限」ではなく「事務」のみの移譲であるため、都道府県において確実に行っていただく必要がある</li> </ul>
予算の状況 (単位:百万円)	臨床研修病院指導等経費 5百万円(平成22年度予算)
関係職員数	70人の内数(平成22年7月1日現在)
事務量(アウトプット)	<p>1. 医師</p> <p>(1) 臨床研修病院指定数 H19 1,899 H20 1,996 H21 2,017</p> <p>(2) 臨床研修病院の新規指定申請に係る審査件数 H19 168件 H20 101件 H21 48件</p> <p>(3) 臨床研修プログラムの変更審査件数 H19 401件 H20 530件 H21 1,106件</p> <p>(4) 既指定臨床研修病院 H19 50 H20 41 H21 41</p> <p>(5) 医籍登録件数 H19 6,894件 H20 7,354件 H21 7,180件</p> <p>2. 歯科医師</p> <p>(1) 臨床研修病院指定数 H19 1,317 H20 1,424 H21 1,533</p> <p>(2) 臨床研修病院の新規指定申請に係る審査件数</p>

	H19 86件 H20 107件 H21 93件 (3)臨床研修プログラムの変更審査件数 H19 80件 H20 107件 H21 93件 (4)既指定臨床研修病院 H19 44件 H20 51件 H21 51件 (5)医籍登録件数 H19 2,564件 H20 2,341件 H21 2,230件
備考	

工 程	改正を要する法令等の事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>なし</li> <li>(任意の検査であり、法令等に基づき行う強制的なものではない。)</li> </ul>
	条件等の解決のための方策等	<p><b>【条件等解決のための方策】</b></p> <p>以下の観点について、地方と協議を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>当該項目については「権限」ではなく「事務」のみの移譲であるため、都道府県において確実に行っていただく必要がある。</li> <li>現在、地方厚生局においては、「臨床研修審査専門官」(医師・歯科医師)を配置して臨床研修病院の指導監督を行っている。都道府県においても、臨床研修施設を適正に指導するために、医・歯学的知見を持った者が業務を行うように、人員を確保していただく必要がある。</li> </ul>
	移譲の時期	<ul style="list-style-type: none"> <li>条件等について地方側との調整完了後、「臨床研修プログラム検索サイト」のシステム改修の期間を経て地方に移譲。</li> </ul>
	備考	

出先機関名：厚生労働省地方厚生（支）局	整理番号（25）
---------------------	----------

移譲に向けて速やかに着手する事務・権限の工程案	
自己仕分けの際の事務・権限名	総合衛生管理製造過程（HACCP）の承認等

【移譲に向けて速やかに着手する事務・権限】

移譲に向けて速やかに着手する事務・権限の具体的な内容	<p>（移譲する事務・権限名）</p> <p>○総合衛生管理製造過程の承認等（海外施設の承認等及び製造基準の例外承認等を除く。）</p> <p>（具体的な内容）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・総合衛生管理製造過程による製造、加工の承認</li> <li>・総合衛生管理製造過程に関する変更の承認</li> <li>・総合衛生管理製造過程の取消</li> <li>・総合衛生管理製造過程の更新の承認</li> <li>・総合衛生管理製造過程承認施設の立入及び指導等に関する事項</li> </ul> <p>※ただし、海外施設の承認等及び製造基準の例外承認等を除く。</p> <p>（条件）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・総合衛生管理製造過程の承認制度は我が国における食品の衛生管理の向上に加え、国際的な動向を踏まえ、HACCP手法の普及を政策的に促進する観点から導入されたものである。この趣旨を踏まえ、各自治体はその普及について積極的に促進することが求められる。</li> <li>・業務を適時適切に実施することの可能な人員体制が整備されること</li> </ul>
予算の状況 （単位：百万円）	食品衛生の試験検査等に必要経費 28 百万円の内数(平成 22 年度予算)
関係職員数	46 人の内数(平成 22 年 7 月 1 日現在)
事務量（アウトプット）	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 総合衛生管理製造過程承認施設数 H19 572 件 H20 559 件 H21 564 件</li> <li>2. 新規承認件数 H19 23 件 H20 18 件 H21 31 件</li> <li>3. 変更承認件数 H19 73 件 H20 53 件 H21 29 件</li> <li>4. 更新承認件数 H19 217 件 H20 303 件 H21 86 件</li> <li>5. 承認施設の立入調査 H19 532 件 H20 497 件 H21 565 件</li> </ol>
備考	

改正を要する法令等の事項	<p>法律、省令の改正を要する。</p> <p>【法律】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・食品衛生法第 13 条</li> </ul>
--------------	---

	<p><b>【省令】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・食品衛生法施行規則第14条～第16条</li> <li>・乳及び乳製品の成分規格に関する省令第4条～第6条</li> </ul>
条件等の解決のための方策等	アクションプランに記載されているとおり、国から地方への人材の移管等も含め、技術や専門性を有する人員体制の確保（普及促進の観点など）について、地方と協議を行う（説明会の開催など）。
移譲の時期	条件等について地方側との調整完了後、可及的速やかに法案提出し、法案成立後に移譲。
備考	



出先機関名：厚生労働省地方厚生（支）局	整理番号（27）
---------------------	----------

移譲に向けて速やかに着手する事務・権限の工程案	
自己仕分けの際の事務・権限名	指定検査機関の指定等 （食鳥検査法の指定検査機関）

【移譲に向けて速やかに着手する事務・権限】

移譲に向けて速やかに着手する事務・権限の具体的な内容	<p>（移譲する事務・権限名）</p> <p>○指定検査機関の指定等</p> <p>（具体的な内容）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定検査機関の指定</li> <li>・指定検査機関の役員又は検査員の解任の命令</li> <li>・指定検査機関の役員の選任又は解任の認可</li> <li>・指定検査機関の業務規定の認可</li> <li>・指定検査機関事業計画等の認可</li> <li>・指定検査機関に対する監督命令</li> <li>・指定検査機関の業務の休廃止の許可</li> <li>・指定検査機関の指定の取消し及び食鳥検査業務の停止</li> <li>・指定検査機関の立入及び指導等</li> </ul> <p>（条件）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務を適時適切に実施することの可能な人員体制が整備されること。</li> <li>・現状の指定権限をそのまま移管した場合には、指定検査機関を管轄する自治体は、域外の自治体が委任した食鳥処理場の検査についても事務（指定検査機関が検査を適正に行っているかの監督等）に当たらなければならないため、指定及び委任の制度の見直しを含め検討が必要である。</li> </ul>
予算の状況 （単位：百万円）	食品衛生の試験検査等に必要経費 28 百万円（平成 22 年度予算）
関係職員数	46 人の内数（平成 22 年 7 月 1 日現在）
事務量（アウトプット）	<p>1. 指定検査機関数 H19 18 機関 H20 17 機関 H21 16 機関</p> <p>2. 新規登録件数 H19 0 機関 H20 0 機関 H21 0 機関</p> <p>3. 事業計画の認可件数 H19 18 機関 H20 17 機関 H21 16 機関</p>
備考	

工 程	改正を要する法令等の事項	<p>法律、省令の改正を要する。</p> <p>【法律】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第 2 1 条～第 2 4 条、第 2 6 条、第 2 8 条、第 2 9 条、第 3 1 条～第 3 5 条</li> </ul> <p>【省令】</p>
--------	--------------	---

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則第34条、第35条、第40条～第42条、第44条、第45条、第50条</li> <li>・食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第21条第1項に規定する指定検査機関を指定する省令廃止</li> </ul>
条件等の解決のための方策等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アクションプランに記載されているとおり、国から地方への人材の移管等も含め、技術や専門性を有する人員体制の確保について、地方と協議を行う。</li> <li>・指定及び委任の制度の見直しを含め国で検討を行う。</li> </ul>
移譲の時期	制度の見直しを含め検討を行い、条件等について地方側との調整完了後、可及的速やかに法案提出し、法案成立後に移譲。
備考	

出先機関名：厚生労働省地方厚生（支）局	整理番号（28）
---------------------	----------

移譲に向けて速やかに着手する事務・権限の工程案	
自己仕分けの際の事務・権限名	健康増進法に基づく虚偽誇大広告等規制の勧告及び命令

【移譲に向けて速やかに着手する事務・権限】

移譲に向けて速やかに着手する事務・権限の具体的な内容	<p>健康増進法において、食品として販売に供される物に関して、健康の保持増進の効果等について、著しく事実と相違又は著しく人を誤認させる広告を禁止しており（法 § 32 の 2）、これに違反して表示した者がある場合において、国（消費者庁長官・地方厚生局長）が勧告（法 § 32 の 3(1)）、命令（法 § 32 の 3(2)）を行うことができる」とされている。</p> <p>具体的には、国民の健康の保持増進及び国民に対する正確な情報の伝達に重大な影響を与えるおそれがある場合、当該表示に関し必要な措置をとるべき旨の勧告を行うことができ、さらに、正当な理由なく、勧告に係る措置をとらなかった場合、その者に対し当該勧告に係る措置をとるべきことを命令することができる。</p> <p>（条件） 業務を適時適切に実施することの可能な人員体制が整備されること</p>
予算の状況 （単位：百万円）	食品の安全対策等に必要経費 2百万円の内数（平成 22 年度予算）
関係職員数	46 人の内数（平成 22 年 7 月 1 日現在）
事務量（アウトプット）	<p>1. 相談及び指導件数 H19 434 件 H20 315 件 H21 201 件</p> <p>2. 立入検査件数 H19 0 件 H20 0 件 H21 0 件</p> <p>3. 収去件数 H19 0 件 H20 0 件 H21 0 件</p> <p>4. 勧告件数 H19 0 件 H20 0 件 H21 0 件</p>
備考	

工 程	改正を要する法令等の事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）に都道府県が処理する事務に関する条項の追加改正</li> <li>健康増進法施行令（平成 14 年第 361 号）に都道府県が処理する事務に関する条項の追加改正</li> </ul>
	条件等の解決のための方策等	・アクションプランに記載されているとおり、国から地方への人材の移管等も含め、技術や専門性を有する人員体制の確保について、地方と協議を行う。

移譲の時期	・条件等について地方側との調整完了後、可及的速やかに法案提出し、法案成立後に移譲。
備考	

出先機関名：厚生労働省地方厚生（支）局	整理番号（34）
---------------------	----------

移譲に向けて速やかに着手する事務・権限の工程案	
自己仕分けの際の事務・権限名	医療監視（特定機能病院の指導監督及び緊急時における医療監視）

【移譲に向けて速やかに着手する事務・権限】

移譲に向けて速やかに着手する事務・権限の具体的な内容	<p>（移譲する事務・権限名）</p> <p>○特定機能病院の報告徴収・立入検査 （医療法第 25 条第 3 項及び第 4 項）</p> <p>○緊急時における報告徴収・立入検査 （医療法第 71 条の 3）</p> <p>（具体的な内容）</p> <p>立入検査として、以下を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療安全に関する事項、</li> <li>・院内感染対策に関する事項、</li> <li>・医薬品の安全管理体制に関する事項、</li> <li>・医療機器の保守点検・安全使用に関する事項、</li> <li>・血液製剤・輸血にかかる管理体制、</li> <li>・職員健康診断に関する事項 等</li> </ul> <p>（条件）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務を適時適切に実施することの可能な人員体制が整備されること</li> <li>・特定機能病院に対する適正かつ効率的な立入検査等を実施すること</li> <li>・緊急時における病院等に対する適正かつ効率的な立入検査等を実施すること</li> </ul>
予算の状況 （単位：百万円）	監視監査指導等経費の内数 38 百万円（平成 22 年度予算）
関係職員数	104 人の内数(平成 22 年 7 月 1 日現在)
事務量（アウトプット）	1. 特定機能病院数 H19 82 H20 83 H21 83 2. 立入検査実施件数 H19 82件 H20 83件 H21 83件
備考	

工 程	改正を要する法令等の事項	・医療法第 25 条第 3 項及び第 4 項、第 71 条の 3 等
	条件等の解決のための方策等	・アクションプランに記載されているとおり、国から地方への人材の移管等も含め、技術や専門性を有する人員体制の確保について、地方と協議を行う。

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定機能病院に対する適正かつ効率的な立入検査等を実施するためには、特定機能病院の特殊性にかんがみ、以下の方策が必要。 <ul style="list-style-type: none"> <li>①指導監督の実施基準は国が策定する。</li> <li>②都道府県が実施した特定機能病院に対する指導監督の内容や結果等については、国に情報提供する。</li> <li>③国が、必要があると認めるときは、都道府県に対して、特定機能病院に指導監督を行うことを指示することを可能とする。</li> </ul> </li>   <li>・ 緊急時における病院等に対する適正かつ効率的な立入検査等を実施するためには、以下の方策が必要。 <ul style="list-style-type: none"> <li>①国が、国民の健康を守るため緊急の必要があると認めるときは、都道府県に対して、病院等に立入検査等を行うことを指示することを可能とする。</li> <li>②国の指示により都道府県が実施した病院等に対する立入検査等の内容や結果等については、国に情報提供する。</li> </ul> </li> </ul>
	<p>移譲の時期</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 移譲の要件の具体化に向けて検討を行い、それが図られたところで、制度の見直しを行い、権限を移譲する。</li> </ul>
	<p>備考</p>	

出先機関名：厚生労働省地方厚生（支）局	整理番号（35）
---------------------	----------

移譲に向けて速やかに着手する事務・権限の工程案	
自己仕分けの際の事務・権限名	介護保険・サービスに関する指導

【移譲に向けて速やかに着手する事務・権限】

移譲に向けて速やかに着手する事務・権限の具体的な内容	<p>（移譲する事務・権限名）</p> <p>○介護保険・サービスに関する指導 （具体的な内容）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村（指定都市・中核市を除く。）が行う介護サービス事業所の指定及び指導監督事務並びに保険事務、認定事務等に関する指導</li> <li>・市町村（指定都市・中核市を除く。）との合同による地域密着型サービス事業者等に対する実地指導</li> <li>・国民の生命又は身体の安全を確保するため緊急の必要があると認める場合に行う特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、介護老人保健施設等に対する監査等</li> <li>・事業所が複数都道府県にまたがって所在する場合の業務管理体制に関する事業者からの届出の受理及び検査の実施（※）</li> <li>・市町村が行う業務管理体制事務に関する指導</li> </ul> <p>（条件）</p> <p>① 適正な介護保険制度運営の確保の観点から、都道府県において、市町村に対する適時適切な指導が実施可能となるよう、介護保険制度を熟知した人員体制及び予算を確保することが必要。</p> <p>② ※については、人員体制を確保するとともに、介護サービス事業所を全国展開している事業者に対して、関係都道府県の役割分担を明確にするなど緊密に連携し、支障なく適正かつ効率的に事務が実施される体制を築く必要がある。なお、関係都道府県の役割分担を明確にするにあたり、介護サービス事業者の事務負担が過重にならないよう、配慮する必要がある。 また、本業務は、広域的に行うことが必要であり、必ずしも一つの地方厚生局の範囲に収まるものでもないため、移譲にあたっては全国一律での対応が必要。</p> <p>③ 介護保険制度の適正な運営及び利用者保護の観点から、緊急時又は全国規模の問題等が生じた場合など、国が必要と認めるときは、権限移譲後においても、国による総合調整等が実施可能となるよう関係法令に規定する必要がある。</p> <p>④ 介護保険関係法令に、上記①～③を確実に担保するためにも、各都道府県並びに市区町村の権限の範囲や相互連携等に係る諸規定の整備が不可欠となる。</p>
予算の状況 （単位：百万円）	監視監査指導等経費（平成 22 年度予算） 38 百万円の内数
関係職員数	24 人の内数（平成 22 年 7 月 1 日現在）
事務量（アウトプット）	1. 介護保険者に対する実地指導件数 H19 174 件 H20 191 件 H21 144 件

	2. 介護サービス事業者等に対する実地指導件数 H19 183件 H20 193件 H21 144件
備考	

工 程	改正を要する法令等の事項	介護保険法第115条の32、第197条 等
	条件等の解決のための方策等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都道府県において、介護保険制度を熟知した人員体制及び予算の確保が必要 →都道府県における介護保険制度を熟知した人員体制及び予算の確保について、地方と協議を行う。</li> <li>・事業所が複数都道府県にまたがって所在する場合の業務管理体制に関する事務について、関係都道府県の役割分担を明確にするなど緊密に連携し、支障なく適正かつ効率的に事務が実施される体制の構築が必要 →都道府県間の役割分担など支障なく適正かつ効率的に事務が実施される体制の構築について、地方と協議する</li> <li>・緊急時又は全国規模の問題が生じた場合など、国による総合調整が実施可能となるよう関係法令に規定することが必要 →国による総合調整を規定することについて、地方と協議する</li> </ul>
	移譲の時期	条件等について地方側との調整完了後、可及的速やかに法案提出し、法案成立後に移譲。
	備考	



出先機関名：厚生労働省地方厚生（支）局	整理番号（43）
---------------------	----------

移譲に向けて速やかに着手する事務・権限の工程案	
自己仕分けの際の事務・権限名	消費生活協同組合の検査指導

【移譲に向けて速やかに着手する事務・権限】

移譲に向けて速やかに着手する事務・権限の具体的な内容	<p>（移譲する事務・権限名） ○消費生活協同組合の検査指導</p> <p>（具体的な内容） 消費生活協同組合が法令等を遵守しているかどうかを確かめるため必要があると認めるときは、業務・会計の状況に関し、報告徴収や検査等を行うとともに、消費生活協同組合が法令等に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認められるときは、必要な措置を採るべき旨や業務の停止等を命じることができる。具体的には以下の事務を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消費生活協同組合に対する報告徴収</li> <li>・消費生活協同組合に対する資料提出の要求</li> <li>・消費生活協同組合に対する検査</li> <li>・消費生活協同組合に対する措置命令 等</li> </ul> <p>（条件） 業務を適時適切に実施することの可能な人員体制が整備されること</p>
予算の状況 （単位：百万円）	監視監査指導等費 38百万円の内数(平成22年度予算)
関係職員数	43人の内数(平成22年7月1日現在)
事務量（アウトプット）	・立入検査件数 H19 9件 H20 10件 H21 22件
備考	

工 程	改正を要する法令等の事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消費生活協同組合法第97条、第97の4</li> <li>・消費生活協同組合法施行規則第255条</li> </ul>
	条件等の解決のための方策等	・アクションプランに記載されているとおり、国から地方への人材の移管等も含め、技術や専門性を有する人員体制の確保について、地方と協議を行う。
	移譲の時期	・条件等について地方側との調整完了後、可及的速やかに法案提出し、法案成立後に移譲。

	備考	
--	----	--

出先機関名：厚生労働省地方厚生（支）局	整理番号（44）
---------------------	----------

移譲に向けて速やかに着手する事務・権限の工程案	
自己仕分けの際の事務・権限名	社会福祉法人の指導監査

【移譲に向けて速やかに着手する事務・権限】

移譲に向けて速やかに着手する事務・権限の具体的な内容	<p>（移譲する事務・権限名）</p> <p>○社会福祉法人の指導監査</p> <p>（具体的な内容）</p> <p>社会福祉法人が法令等を遵守しているかどうかを確かめるため必要があると認めるときは、業務・会計の状況に関し、報告徴収や検査等を行うとともに、社会福祉法人が法令等に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認められるときは、必要な措置を採るべき旨や業務の停止等を命じることができる。具体的な業務は以下の事務を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉法人に対する報告徴収、検査及び業務停止命令等（第56条1～3項）</li> <li>・社会福祉法人の解散命令（第56条第4項）</li> <li>・公益事業又は収益事業の停止命令（第57条）</li> </ul> <p>等</p> <p>（条件）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務を適時適切に実施することの可能な人員体制が整備されること</li> <li>・2以上の都道府県の区域にわたる社会福祉法人の場合に、都道府県間で緊密な連携体制が構築され、また、都道府県間で役割分担が適切になされることにより、適正かつ効率的な指導監査事務が実施されることが必要。</li> </ul>
予算の状況 （単位：百万円）	監視監査指導等費 38百万円の内数(平成22年度予算)
関係職員数	24人以内数(平成22年7月1日現在)
事務量（アウトプット）	・社会福祉法人に対する指導監査 H19 35件 H20 53件 H21 79件
備考	

工 程	改正を要する法令等の事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉法第56条</li> <li>・社会福祉法人の認可について（平成12年12月1日、社援第2618号）</li> <li>・国が所轄庁である社会福祉法人に対する指導監査の実施について（平成13年10月5日、社援総発第9号）</li> </ul>
	条件等の解決のための方策等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アクションプランに記載されているとおり、国から地方への人材の移管等も含め、技術や専門性を有する人員体制の確保について、地方と協議を行う。</li> <li>・2以上の都道府県の区域にわたる社会福祉法人の場合に、都道府県間で緊密な連携体制が構築され、また、都道府県間で役割分担が適切になされることにより、適正かつ効率的な指導監査事務が実施されることを確認するため地方と協議を行う。</li> </ul>

移譲の時期	・条件等について地方側との調整完了後、可及的速やかに法案提出し、法案成立後に移譲。
備考	

出先機関名：地方農政局等	整理番号（12）
--------------	----------

移譲に向けて速やかに着手する事務・権限の工程案	
自己仕分けの際の事務・権限名	農産物検査法に定める登録検査機関の指導・監督その他の農産物検査に関する事務

**【移譲に向けて速やかに着手する事務・権限】**

<p>移譲に向けて速やかに着手する事務・権限の具体的な内容</p>	<p><b>【移譲する業務】</b></p> <p>農産物検査法に定める登録検査機関の指導・監督その他の農産物検査に関する以下の業務であって、農産物検査を行う区域が一都道府県域内である登録検査機関の登録、都道府県域内の関係業者等に対する立入調査等の業務について、都道府県へ権限を移譲・付与する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・登録検査機関の登録・更新（法第17条から法第19条まで及び法第21条）</li> <li>・登録検査機関からの農産物検査結果の報告の受理（法第20条第3項）</li> <li>・農産物の生産者、輸入業者、売買取引業者、倉庫業者、登録検査機関等に対する立入調査等（法第30条、法第31条）</li> <li>・登録検査機関に対する適合命令、改善命令、登録の取消し等（法第22条から法第24条まで及び法第32条）</li> <li>・農産物検査の受検者の不正受検に対する処置（法第16条）</li> <li>・農産物検査に係る申出の受理及び措置（法第33条）</li> </ul> <p><b>【具体的な業務内容】</b></p> <p>移譲する業務の具体的な内容はそれぞれ次のとおり。</p> <p>①農産物の登録検査機関に関する登録等の業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・登録検査機関の登録・更新（5年ごと）・変更の登録</li> </ul> <p>②農産物検査の適正な実施を確保するための監視業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農産物の生産者、輸入業者、売買取引業者、倉庫業者、登録検査機関等に対する立入調査等</li> <li>・登録検査機関に対する適合命令、改善命令、登録の取消し等</li> </ul> <p><b>【移譲に当たっての条件等】</b></p> <p>1 並行権限</p> <p>都道府県域内の農産物の生産者、輸入業者、売買取引業者、倉庫業者、登録検査機関等に対する立入調査等については、国の並行権限を残すこととする。</p> <p>2 人材等の整備</p> <p>移譲に当たっては、農産物検査の専門知識を要する者の確保・育成が必要。</p> <p>3 その他の業務</p> <p>農産物の登録検査機関に関し、次の事務について国へ報告する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農産物検査の結果（定期）</li> <li>・登録検査機関の登録・更新の状況（随時）</li> <li>・登録検査機関に対する適合命令、改善命令、登録の取消し等の措置状況（随時）</li> <li>・農産物検査に係る申出の措置状況（随時）</li> </ul>
-----------------------------------	--

予算の状況 (単位:百万円)	—
関係職員数	258人の内数
事務量 (アウトプット)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・登録検査機関の登録・更新 ⇒登録検査機関：約1,500機関(うち県域：1,300機関)</li> <li>・登録検査機関からの検査結果報告取りまとめ ⇒登録検査機関：約1,500機関(うち県域：1,300機関) (米：年20回、麦：年16回、大豆：年6回等)</li> <li>・農林水産大臣による改善命令、適合命令、登録取消し等(平成13年度以降計8件) ⇒登録検査機関等に対する立入調査等：年間約2700回(うち県域約2500回)</li> <li>・農産物検査法違反業者の告発(平成13年度以降計4件)</li> </ul>
備考	<p>移譲後の国の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農産物検査規格の設定・改廃(銘柄設定・改廃を含む)</li> <li>・農産物検査規格の品位規格における検査標準品の作製・配布(作製点数:約1,500セット)</li> <li>・複数の都道府県を区域とする登録検査機関に係る登録等の業務</li> </ul>

工 程	改正を要する 法令等の事項	農産物検査法(同法施行令、同法施行規則等の関係法規を含む。)の改正を必要とする。なお、法改正は一括法で行われる必要。
	条件等の解決 のための方策 等	<p>本権限の移譲及び人員の移管については、地方との協議及び調整が必要であり、地域主権改革全体の中で検討されることが不可欠。</p> <p>特に、都道府県における農産物検査に係る専門知識を要する人材の確保、育成の方法等について、地方との協議及び調整が必要である。</p> <p>また、人材の育成に当たっては、実務面の知識習得等に一定の期間を要することに留意する必要。</p>
	移譲の時期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方との協議・調整の完了後、法案提出。(法改正は一括法で行われる必要。)</li> <li>・法案成立後、一定の移行期間を設け、円滑な移譲を図る。</li> </ul>
	備考	

出先機関名：地方農政局	整理番号（18, 19）
-------------	--------------

移譲に向けて速やかに着手する事務・権限の工程案	
自己仕分けの際の事務・権限名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食品産業その他の所掌に係る事業の発達、改善及び調整に関する事務（民間に対する助成）</li> <li>・食品産業その他の所掌に係る事業の発達、改善及び調整に関する事務（民間に対する広報啓発）</li> </ul>

**【移譲に向けて速やかに着手する事務・権限】**

移譲に向けて速やかに着手する事務・権限の具体的な内容	<p>（移譲する事務・権限名）          容器包装リサイクル法、食品リサイクル法及び省エネ法に基づく報告徴収・立入検査等          ※ 一の都道府県内で完結する事業者に関する事務・権限を都道府県に付与。</p> <p>（具体的な内容）</p> <p>1 容器包装リサイクル法、食品リサイクル法及び省エネ法に基づく報告徴収・立入検査等の以下の業務であって、一の都道府県内で完結する事業者に関するものを都道府県に付与する。ただし、国においても引き続き事務・権限を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○省エネ法関係           <ul style="list-style-type: none"> <li>・指導及び助言（法第6条及び法第60条）</li> <li>・報告徴収及び立入検査（法第87条第3項及び第9項）</li> </ul> </li> <li>○容器包装リサイクル法関係           <ul style="list-style-type: none"> <li>・報告徴収（法第39条）</li> <li>・立入検査（法第40条）</li> </ul> </li> <li>○食品リサイクル法関係           <ul style="list-style-type: none"> <li>・報告徴収及び立入検査（法第24条第1項～第3項）</li> </ul> </li> </ul> <p>2 具体的な業務の内容は、以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○省エネ法関係           <ul style="list-style-type: none"> <li>・工場等におけるエネルギーの使用の合理化の適確な実施を確保するため必要があると認めるときに実施できる、指導及び助言。</li> <li>・規定の施行に必要な限度で行うことができる、特定事業者等に対するエネルギーの使用状況等に関する報告徴収及び工場等への立入検査。</li> </ul> </li> <li>○容器包装リサイクル法関係           <ul style="list-style-type: none"> <li>・法律の施行に必要な限度において行うことができる、特定事業者に対する報告徴収及び事務所、工場等への立入検査。</li> </ul> </li> <li>○食品リサイクル法関係           <ul style="list-style-type: none"> <li>・法律の施行に必要な限度において行うことができる、食品関連事業者等に対する報告徴収及び事務所、工場等へ立入検査。</li> </ul> </li> </ul> <p>なお、容器包装リサイクル法、食品リサイクル法及び省エネ法の制度等に係る民間に対する広報啓発については、特段、事務・権限を移譲しなくても都道府県において実施しうるものである。</p> <p><b>【事務・権限の付与に当たっての条件等】</b></p>
----------------------------	--

	<p>1 国においても引き続き事務・権限を実施。</p> <p>2 国による指示、基準の設定等を認め、都道府県において的確な業務実施体制が整備されることが必要。</p> <p>3 関係法の改正は一括法で行われる必要。</p>																																																																												
予算の状況 (単位:百万円)	—																																																																												
関係職員数	119人の内数																																																																												
事務量 (アウトプット)	<p>省エネ法関係…</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>指導件数</td> <td>【工場】</td> <td>19年度</td> <td>184</td> <td>20年度</td> <td>67</td> <td>21年度</td> <td>46</td> </tr> <tr> <td></td> <td>【荷主】</td> <td>19年度</td> <td>—</td> <td>20年度</td> <td>—</td> <td>21年度</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>報告徴収件数</td> <td>【工場】</td> <td>19年度</td> <td>184</td> <td>20年度</td> <td>67</td> <td>21年度</td> <td>46</td> </tr> <tr> <td></td> <td>【荷主】</td> <td>19年度</td> <td>—</td> <td>20年度</td> <td>—</td> <td>21年度</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>立入検査件数</td> <td>【工場】</td> <td>19年度</td> <td>3</td> <td>20年度</td> <td>16</td> <td>21年度</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td></td> <td>【荷主】</td> <td>19年度</td> <td>—</td> <td>20年度</td> <td>—</td> <td>21年度</td> <td>0</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">※ 荷主に係る指導、報告徴収及び立入検査は21年度から実施。</p> <p>容り法関係…</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>報告徴収件数</td> <td>: 19年度</td> <td>0</td> <td>20年度</td> <td>407</td> <td>21年度</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>立入検査件数</td> <td>: 19年度</td> <td>4</td> <td>20年度</td> <td>0</td> <td>21年度</td> <td>0</td> </tr> </table> <p>食り法関係…</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>報告徴収件数</td> <td>: 19年度</td> <td>98</td> <td>20年度</td> <td>0</td> <td>21年度</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>立入検査件数</td> <td>: 19年度</td> <td>0</td> <td>20年度</td> <td>0</td> <td>21年度</td> <td>0</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">※ 定期報告は20年度から実施。</p> <p>※上記業務量については、全国の出先機関における業務量の総計であり、各都道府県における業務量は、この内数となる。</p>	指導件数	【工場】	19年度	184	20年度	67	21年度	46		【荷主】	19年度	—	20年度	—	21年度	14	報告徴収件数	【工場】	19年度	184	20年度	67	21年度	46		【荷主】	19年度	—	20年度	—	21年度	14	立入検査件数	【工場】	19年度	3	20年度	16	21年度	16		【荷主】	19年度	—	20年度	—	21年度	0	報告徴収件数	: 19年度	0	20年度	407	21年度	0	立入検査件数	: 19年度	4	20年度	0	21年度	0	報告徴収件数	: 19年度	98	20年度	0	21年度	0	立入検査件数	: 19年度	0	20年度	0	21年度	0
指導件数	【工場】	19年度	184	20年度	67	21年度	46																																																																						
	【荷主】	19年度	—	20年度	—	21年度	14																																																																						
報告徴収件数	【工場】	19年度	184	20年度	67	21年度	46																																																																						
	【荷主】	19年度	—	20年度	—	21年度	14																																																																						
立入検査件数	【工場】	19年度	3	20年度	16	21年度	16																																																																						
	【荷主】	19年度	—	20年度	—	21年度	0																																																																						
報告徴収件数	: 19年度	0	20年度	407	21年度	0																																																																							
立入検査件数	: 19年度	4	20年度	0	21年度	0																																																																							
報告徴収件数	: 19年度	98	20年度	0	21年度	0																																																																							
立入検査件数	: 19年度	0	20年度	0	21年度	0																																																																							
備考	共管省庁との調整が必要。																																																																												

工 程	改正を要する法令等の事項	容器包装リサイクル法、食品リサイクル法及び省エネ法（これらの法律に係る施行令、施行規則等の関係法規を含む。）の改正を必要とする。なお、法改正は一括法で行われる必要。
	条件等の解決のための方策等	<p>本権限の移譲については、地方との協議及び調整が必要であり、地域主権改革全体の中で検討されることが不可欠。</p> <p>特に、事業所等が一の都道府県にある場合の報告徴収・立入検査等を都道府県に付与することを検討するに当たっては、国による指示、基準の設定等を認め、都道府県において的確な業務実施体制が整備されることが前提であり、当該内容について、地方との協議及び調整が必要。</p>
	移譲の時期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方との協議・調整の完了後、法案提出。（法改正は一括法で行われる必要。）</li> <li>・法案成立後、一定の移行期間を設け、円滑な移譲を図る。</li> </ul>
	備考	



出先機関名：経済産業省経済産業局	整理番号（４）
------------------	---------

移譲に向けて速やかに着手する事務・権限の工程案	
自己仕分けの際の事務・権限名	商工会議所に係る許認可・監督に関する事務

【移譲に向けて速やかに着手する事務・権限】

移譲に向けて速やかに着手する事務・権限の具体的な内容	<p>(移譲を検討する事務・権限名)</p> <p>商工会議所法に基づく定款変更の認可</p> <p>(具体的な内容)</p> <p>商工会議所法に基づく以下定款事項の変更の認可。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 目的</li> <li>2. 名称</li> <li>3. 事業</li> <li>4. 地区</li> <li>5. 事務所の所在地</li> <li>6. 会員たる資格に関する事項</li> <li>7. 会員の加入及び脱退に関する事項</li> <li>8. 会員の権利及び義務に関する事項</li> <li>9. 会費に関する事項</li> <li>10. 法定台帳に関する事項</li> <li>11. 負担金に関する事項</li> <li>12. 役員に関する事項</li> <li>13. 議員に関する事項</li> <li>14. 議員総会に関する事項</li> <li>15. 常議員会に関する事項</li> <li>16. 部会に関する事項</li> <li>17. 事務局に関する事項</li> <li>18. 経理に関する事項</li> <li>19. 事業年度</li> <li>20. 公告の方法</li> </ol> <p>その他任意に定款に記載された事項</p> <p>※上記の定款変更認可事項のうち、5. 9. 10. 11. 16. 17. 19. 20及び「その他任意に定款に記載された事項」については、既に都道府県知事に委任されている。</p>
予算の状況 (単位:百万円)	—
関係職員数	68人の内数

事務量（アウトプット）		平成19年度	平成20年	平成21年
	合併認可	1	1	1
	設立認可	0	0	1
	定款変更の認可	98	46	36
備考				

工 程	改正を要する法令等の事項	「商工会議所法」の改正 「商工会議所法施行令」の改正 「商工会議所法施行規則」の改正
	条件等の解決のための方策等	所要の規制緩和（副会頭や議員定数をはじめとする法令・通達上の諸規制の可能な限りの緩和、届出制への変更等）を含めて検討することが必要。
	移譲の時期	条件等について地方側及び日商との調整完了後、可及的速やかに法案提出し、法案成立後に移譲
	備考	指定都市に権限移譲を行った場合、都道府県との間で権限の重複関係が生じることから、当該事案について都道府県と指定都市との間で調整・合意されることが前提

出先機関名：経済産業省経済産業局	整理番号（7）
------------------	---------

移譲に向けて速やかに着手する事務・権限の工程案	
自己仕分けの際の事務・権限名	工業標準化法（J I S法）に基づく事業所への立入検査等の事務

【移譲に向けて速やかに着手する事務・権限】

移譲に向けて速やかに着手する事務・権限の具体的な内容	<p>（移譲を検討する事務・権限名） 一の都道府県内にのみ事業所等がある認証製造業者等に対する工業標準化法（J I S法）に基づく報告徴収・立入検査（併行権限）</p> <p>（具体的な内容） J I S制度は、国内に流通する鋳工業品の品質、安全度等を統一することにより、品質の改善、生産の合理化、取引の単純公正化、私用又は消費の合理化を図り、あわせて公共の福祉の増進に寄与すること等を目的としている。 当該事務・権限は、J I Sマークの認証を受けた認証製造業者等に対し、必要に応じて報告徴収、立入検査を実施するもの。</p> <p>（報告徴収・立入検査を実施する場合） ・認証製造業者等がJ I Sマークを表示した鋳工業品の規格不適合について信憑性の高い情報が寄せられた場合 ・登録認証機関の認証業務が不適切であり、結果として当該登録認証機関が認証した製品等の規格不適合が疑われる信憑性の高い情報が寄せられた場合 ・その他法の適切な執行のため必要と判断された場合 等に、必要に応じて実施。</p>
予算の状況 （単位：百万円）	—
関係職員数	128人の内数
事務量（アウトプット）	・認証製造業者等に対する立入検査約110件／年※等 ※経済産業局のみの事務量（19～21年度）
備考	

工 程	改正を要する法令等の事項	「工業標準化法」の改正 「工業標準化法に基づく認証機関等に関する政令」の改正 「都道府県知事の報告に関する省令」の制定
	条件等の解決のための方策等	<ul style="list-style-type: none"> <li>法の規制をより機動的に執行する観点から権限を付与するものであり、一の都道府県内にのみ事業所等を有する製造業者等であっても、J I Sマークが表示された鋳工業品の規格不適合品が国内で広く流通するおそれがあり、全国的かつ緊急の対応が必要となることもあること、また、全国一律の法の運用を図る観点から、国も引き続き実施する。（併行権限）</li> <li>当該報告徴収・立入検査は対象となる鋳工業品のJ I S規格への適合性及び製造業者等の品質管理体制について、高度な技術的知見に基づく確認が必要であることから、技術的知見を有する職員の体制を各都道府県がそれぞれに構築することが必要。</li> </ul>

	移譲の時期	条件等について地方側との調整完了後、可及的速やかに法案提出し、法案成立後に移譲
	備考	

出先機関名：経済産業省経済産業局	整理番号（11-1）
------------------	------------

移譲に向けて速やかに着手する事務・権限の工程案	
自己仕分けの際の事務・権限名	中小企業の取引の適正化、事業活動の機会の確保に関する事務 ・下請代金法に基づく検査、勧告等

【移譲に向けて速やかに着手する事務・権限】

移譲に向けて速やかに着手する事務・権限の具体的な内容	<p>下請代金法の執行に当たっては、全国約4万5千社の親事業者及び全国約20万5千社の下請事業者に対する書面調査を中小企業庁が実施。移譲を検討するのは、同書面調査等の結果に基づき、中小企業庁が立入検査対象として選定した親事業者に対する立入検査並びに親事業者及び下請事業者からの取引に関する報告徴収。（併行権限）</p> <p>（立入検査・報告徴収を実施する場合具体的なケース）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 書面調査により下請代金法の違反行為を行っている可能性が高いと認められた場合</li> <li>・ 下請事業者から、親事業者について下請代金法の違反行為を行っている可能性がある旨の申告があった場合</li> <li>・ その他、下請代金法の執行に当たって必要があると認められる場合等に、必要に応じて実施。</li> </ul>			
予算の状況 （単位：百万円）	—			
関係職員数	141人の内数			
事務量（アウトプット）		20年度	21年度	22年度
	下請事業者からの申告	35件	43件	30件
	立入検査等	829社	777社	937社
	改善指導	743社	715社	870社
備考	下請代金法は公正取引委員会所管の法律であることから、別途公正取引委員会との調整が必要。公正取引委員会からは、下請法の執行については、統一かつ中立的な執行、専門性の確保が必要であり、上記の事務・権限を地方経済産業局から地方自治体に移譲することに、反対の旨の意見あり。（別添参照）			

工 程	改正を要する法令等の事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 下請代金支払遅延等防止法の改正</li> <li>・ 下請代金支払遅延等防止法施行令の改正</li> <li>・ 省令等の制定</li> </ul>
	条件等の解決のための方策等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 親事業者等の事業範囲は広範囲にわたることが多く、都道府県域を越えて事業展開を行っている場合が少なくないことから、そのような場合に対応するために地方経済産業局においても引き続き報告・検査を実施すること。（併行権限）</li> <li>・ 都道府県が行う報告・検査の範囲等、移譲にあたり整理すべき事項について地方との協議が必要。</li> </ul>

移譲の時期	条件等について地方側との調整完了後、法案等を提出し、法案成立後に移譲。
備考	

( 別 添 )

平成 23 年 5 月 30 日

公正取引委員会

### 地方経済産業局の下請法に係る調査権限・事務の地方移譲について

下請法違反事件は中小企業からの申告が期待されない特徴があるため、効率的に違反被疑事実を発掘すべく、全国一律一斉に定期書面調査を実施しており、従来、公正取引委員会と中小企業庁とで分担して行ってきました。

また、違反事件調査の結果、重大な事案に対しては公正取引委員会が勧告措置を採るものであり、さらに、違反事業者が勧告に従わない場合には独占禁止法の規定の適用があり得るものです。そのため、下請法の執行については、統一かつ中立的な執行、専門性の確保が必要であり、したがって、標題の権限・事務を地方経済産業局から地方自治体に移譲することに、反対いたします。